

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人むさしの郷(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。ただし、役員で法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者は無報酬とする。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の報酬等の額は、次の各号に定める金額により支給する。

- (1) 役員の報酬は、別表1に定めるとおりとする。
- (2) 評議員の報酬は、別表2に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、実費請求された後に支給する。

2 役員及び評議員の出張に要する旅費(宿泊費含む)については、別に定める旅費規程に基づいて支給する。ただし、日当は支給しない。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬は、計算期間を毎月1日からその月末までとし、翌月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支払うものとする。

2 職務の執行による負担した費用、出張旅費は、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振り込みとし、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。また、振込手数料については法人が負担する。

2 費用については、現金にて支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則 この規程は、平成29年6月10日から施行する。

別表 1

役員の報酬	報酬額
理事会等の会議への出席	・ 1日あたり 20,000円 (源泉所得税控除後の金額)
業務執行理事として実施される職務	・ 4時間未満の職務 10,000円 ・ 4時間以上の職務 20,000円 (源泉所得税控除後の金額)
上記の他、法人・施設業務のため理事会又は理事長の要請により実施される職務	・ 4時間未満の職務 10,000円 ・ 4時間以上の職務 20,000円 (源泉所得税控除後の金額)

別表 2

評議員の報酬	報酬額
評議員会等の会議への出席	・ 1日あたり 20,000円 (源泉所得税控除後の金額)
上記の他、法人・施設業務のため理事会又は理事長の要請により実施される職務	・ 4時間未満の職務 10,000円 ・ 4時間以上の職務 20,000円 (源泉所得税控除後の金額)